

NO&T Finance Law Update

金融かわら版

2022年10月 No.84

銀行の外国子会社の業務範囲規制の緩和

弁護士 佐々木 修

弁護士 九本 博延

はじめに

2021年11月22日、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」（令和3年5月26日法律第46号）（以下「本改正」といいます。）が施行されました。本改正においては、外国業務に経営資源を投じ、「海外で稼ぐ力」の強化を目指す銀行・銀行グループを後押しする観点¹から、銀行の外国子会社^{2,3}の業務範囲について、以下のような緩和が行われています。

- 外国会社買収時の特例措置の拡張
- 適用猶予期間中の承認による恒久的な子会社化

本ニュースレターでは、かかる銀行の外国子会社業務範囲規制の緩和について解説します。

外国会社買収時の特例措置の拡張

(1) 本改正前の外国会社買収時の特例措置

本改正は、従来から存在する銀行グループによる外国会社買収時の特例措置を拡張するものですので、まず、前提として、従来の特例措置について説明します。

銀行が子会社とすることができる子会社対象会社は、法令上限定列举されています（銀行法16条の2第1項参照）。そして、銀行法上、銀行の子会社の子会社（いわゆる孫会社以下の会社）は、銀行の子会社とみなすこととなっています（銀行法2条8項）。そのため、銀行グループが買収対象会社を子会社とする買収を実施する際には、買収対象会社のみならず、その子会社全てについて、銀行法上のどの条文に該当し、子会社として認められるのかを事前に整理しなければなりません。整理の結果、銀行法上子会社とすることができない会社が含まれている場合には、事前に、当該会社を買収対象会社から除外したり、問題となる業務を廃止することを求めたりする必要がありますので、実務上、買い手である銀行は、買収の申し入れにおいて一定の条件を付けざるを得ず、これにより日

¹ 2020年12月22日「金融審議会 銀行制度等ワーキング・グループ報告-経済を力強く支える金融機能の確立に向けて-」13頁参照（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20201222/houkoku.pdf）

² 本ニュースレターでは、銀行の子会社について解説しますが、銀行の兄弟会社（すなわち、銀行持株会社の子会社）に関しても同様の改正が行われています。

³ 銀行の子会社のみならず、銀行法上の子法人等及び関連法人等に関しても、主要行等向けの総合的な監督指針において業務範囲規制に関する着眼点が示されています（同指針V-3-3-1(3)④、V-3-3-5(1)参照）。本ニュースレターに記載の銀行の子会社業務範囲規制の特例に関する記載は、基本的に銀行の子法人等及び関連法人等に対しても妥当するものと考えられます（同指針V-3-3-5(7)参照）。

本の銀行が諸外国の銀行と競合する場合に不利な状況におかれているとの指摘がありました⁴。

このような指摘を受け、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年 6 月 19 日法律第 45 号）により、旧銀行法 16 条の 2 第 4 項から第 6 項が追加され、一定の要件を満たす買収の場合、買収対象グループの中に銀行法上の子会社対象会社でない会社が含まれていても、5 年間は当該子会社対象会社でない外国の会社を銀行の子会社とすることができるようになりました。なお、一定の要件とは、以下の(a)~(d)のとおりです（旧銀行法 16 条の 2 第 4 項）。

- (a) 買収対象会社が現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としていること
- (b) 買収対象会社が以下のいずれかに該当すること
 - 銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業を営む外国の会社
 - 従属業務又は金融関連業務を専ら営む外国の会社
 - 子会社対象会社を子会社としている持株会社
 - 子会社対象会社を子会社としている持株会社と同種の外国の会社若しくは持株会社に類似する外国の会社
- (c) 買収対象会社を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となること
- (d) 子会社となった日から 5 年を経過する日までに、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じること

なお、上記(d)の要件のうち 5 年の猶予期間については、一定の「やむを得ない事情」があると認められる場合には、期限が到来するまでに承認を受けることで 1 年猶予期間を延長あるいは再延長することも可能とされてきました（旧銀行法 16 条の 2 第 5 項、第 6 項）。

(2) 本改正後の外国会社買収時の特例措置

上記のように本改正前においても外国会社買収時の特例措置は存在しましたが、国際競争力の強化を目指す銀行・銀行グループによる機動的な買収を実現し、現地において一体として付加価値を創造してきた外国会社・外国会社グループを不合理なかたちで分離・解体することを強いられないようにする観点⁵から、本改正により、上記の要件が以下のように拡張されます（銀行法 16 条の 2 第 6 項 1 号⁶、本改正前の要件との差分に下線を付しています。）。

- (a) 買収対象会社が現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としていること
- (b) 買収対象会社が以下のいずれかに該当すること
 - 銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業を営む外国の会社
 - 従属業務又は金融関連業務を専ら営む外国の会社
 - **外国の銀行業高度化等会社⁷**
 - 子会社対象会社を子会社としている持株会社
 - 子会社対象会社を子会社としている持株会社と同種の外国の会社若しくは持株会社に類似する外国の会社
 - **外国特定金融関連業務会社**
- (c) 買収対象会社を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となること

⁴ 「この点に関し、諸外国の銀行と日本の銀行が海外の金融機関の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の銀行が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘がある。」2013 年 1 月 25 日金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」18 頁抜粋（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20130128-1/01.pdf）

⁵ 主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-3-5（5）参照

⁶ 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合には、(a)から(c)の要件を検討する必要はありません（銀行法 16 条の 2 第 6 項 2 号）。

⁷ 情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社をいいます（銀行法 16 条の 2 第 1 項 15 号）。

(d) 子会社となった日から **10 年**を経過する日までに**所要の措置を講じる**⁸こと

ここで「外国特定金融関連業務会社」について補足すると、外国特定金融関連業務会社とは、金融関連業務のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいうと定義されており（銀行法 16 条の 2 第 6 項 1 号）、具体的には、貸金業、包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務及び一定の範囲のリース業務並びにこれらに附帯する業務を主として行う外国の会社をいいます（銀行法施行規則 17 条の 4 の 4）。そして、ここにいる「主として」とは、総収入の 50%以上をこれらの業務（すなわち、貸金業、包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務及び一定の範囲のリース業務並びにこれらに附帯する業務）から生じる収入が占めているか否かで判断されます（主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-3-5（4））。このように収入の 50%以上を一定の業務から得なければならないという制約こそあるものの、逆にいうと、総収入の 50%未満の範囲内においては、従来銀行の子会社に認められてこなかったような一般事業を兼営することが可能であり、この点が今までの金融関連業務を専ら営む会社（銀行法 16 条の 2 第 1 項 11 号）とは大きく異なるといえます⁹。すなわち、金融関連業務を専ら営む会社に該当しない会社であっても、外国特定金融関連業務会社に該当する場合があります。なお、外国特定金融関連業務会社を子会社とする場合には、その親会社を子会社とすることに認可が必要な場合を除き¹⁰、認可が必要となります（銀行法 16 条の 2 第 7 項、第 4 項）。

なお、上記(d)の要件のうち 10 年の猶予期間については、一定の「やむを得ない事情」が認められる場合には、期限が到来するまでに承認を受けることで 1 年猶予期間を延長あるいは再延長することも可能という枠組みは従前と同様ですが、後述のとおり、子会社対象会社以外の外国の会社を恒久的に子会社とすることができる制度が新設されました。

適用猶予期間中の承認による恒久的な子会社化

上述(d)の要件のとおり、子会社業務範囲規制の適用猶予特例を受けた外国の子会社は、10 年間の適用猶予（「やむを得ない事情」が認められる場合には 1 年ごとの延長も可）を受けますが、その期間内に所要の措置を講じる必要があります。この点、本改正により、銀行法 16 条の 2 第 8 項の承認（以下「恒久化承認」といいます¹¹）を受けることにより、10 年の猶予期間を超えて当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることが認められることとなりました。

恒久化承認の要件は以下の①又は②のいずれかに該当することです（銀行法 16 条の 2 第 9 項 1 号、2 号）。

- ① 銀行が現に子会社としている子会社対象外国会社（第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社に限る。次号において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。）の確保その他の事情に照らして、当該銀行が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

⁸ 主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-3-5（4）③において、「(c)当該会社の業務のうち子会社対象会社が営むことができない業務の廃止、当該業務に係る事業譲渡等により当該子会社を子会社対象会社とするための措置を講じたうえで、当該子会社対象会社となった会社を子会社とするために必要な認可等を受ける方法」が子会社対象外国会社等の認可申請書類に記載されているかが留意点として記載されたことから、10 年間の猶予期間中に売却や清算等の方法により当該子会社対象会社以外の外国の会社を銀行の子会社に該当しないようにすることに加え、銀行法上問題となる業務のみを廃止したり、事業譲渡したりすることによって、当該子会社対象会社以外の外国の会社を「子会社対象会社」とする方法が認められることが明確化されました。

⁹ 本改正前であれば、買収対象会社を金融関連業務を専ら営む会社と整理する際には、「専ら」要件のため、対象会社が営む業務内容を全て洗い出し、金融関連業務に該当するかを確認する必要がありましたが、本改正後は貸金業、包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務及び一定のリース業務並びにこれらに附帯する業務の収入割合が確認できる場合、子会社管理の観点とは別として、買収時における子会社業務範囲規制に係る整理としては、必ずしもこのような確認を行う必要はないものと思われま

¹⁰ 銀行法 16 条の 2 第 7 項括弧書参照

¹¹ 主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-3-5（5）でも同様の定義が使われています。

- ② 銀行が現に子会社としている子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

いずれの要件においても、「競争力の確保その他の事情」に照らして、子会社対象会社以外の会社（すなわち、子会社業務範囲規制の適用猶予を受けている会社）の継続保有が必要であると認められるかが審査されることとなりますが、この審査の際には以下のような事項が考慮要素となります（主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－３－３－５（５））。

- ① 子会社対象会社以外の外国の会社が実施している業務やリスクの内容
- ② 現地グループにおける子会社対象外国会社の業務又は外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務とのシナジー、現地当局の要請・指導との整合性等、上記①の業務が現地グループにおいて必要とされている理由
- ③ 現地におけるプラクティスや現地同業他社グループにおける上記①の業務の取扱いの状況

これらの考慮要素は例示であり、恒久化承認に当たっては、他の事情も斟酌されます。恒久化承認を得るためには、何故現地グループにおいて当該業務が必要なのか、その業務がない場合に競争上、どの程度劣位におかれてしまうのかといった点を当局に十分に説明する必要があるものと考えられます。

最後に

本改正により銀行グループが M&A などの買収により外国の会社を子会社とできるケースが大きく拡張されており、海外におけるビジネスを強化する銀行グループにとってはチャンスが拡大しているものと考えられます。

2022 年 10 月 5 日

[執筆者]

**佐々木 修**（弁護士・パートナー）

shu_sasaki@noandt.com

金融庁及び民間金融機関への出向経験を活かして、銀行、金融商品取引業者、資金移動業者などの金融機関の業規制、コンプライアンス対応等の金融法務、金融機関等の M&A・組織再編、危機管理、コーポレートガバナンスその他の企業法務全般を多く取り扱っている。第一東京弁護士会所属。

**九本 博延**（弁護士）

hironobu_kumoto@noandt.com

2014 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2015 年弁護士登録（68 期、第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2019 年～2022 年金融庁監督局銀行第一課に出向し、銀行、信託銀行及び信託会社に対する免許・許認可・処分等の監督業務、主要行等向けの総合的な監督指針の改正業務等に従事。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Finance Law Update ～金融かわら版～の配信登録を希望される場合には、

<https://www.noandt.com/newsletters/nl_finance/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-finance@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。